

## 【民事訴訟法】

次の文章を読んで、【設問】に答えなさい（以下の各設問は、独立の問い合わせある。）。

※各自で解答用紙に設問番号を記入して解答すること。

A（売主）は、B（買主）との間で、A所有のパソコン××台を代金〇〇〇万円で売り渡す旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した旨主張している（この事実は、【設問】（2）を除き、当事者間に争いがないものとする。）。本件売買契約を巡る訴訟の審理に関して、次の各場合の処理はどうなるか。

### 【設問】

（1）Aは、Bに対し、代金〇〇〇万円の支払請求訴訟を提起した（訴え提起日は、令和7年（2025年）1月1日）。

Aは、Bに対する上記訴訟の訴状（第1回口頭弁論期日陳述）の請求原因において、本件売買契約の締結日（Aは、Bとの間で、代金の支払期限の特約はなく、本件売買契約の締結日に代金が支払われるべきである旨主張し、この点は、Bも争っていないものとする。）を平成31年（2019年）1月1日である旨主張した。これに対し、Bは、答弁書（第1回口頭弁論期日陳述）において、A主張の本件売買契約の締結日（平成31年（2019年）1月1日）を認めた上で、上記締結日を起算点とすれば、本件の提訴日までに、5年の消滅時効期間（民法166条1項1号）が経過しているため、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

Aは、Bの答弁書の上記主張を受けて、準備書面（第2回口頭弁論期日陳述）において、訴状の本件売買契約の締結日（代金の支払期限）は令和3年（2021年）1月1日の誤記であり、訂正する旨主張し、併せて、Bの消滅時効完成の主張を争った。

この場合、本件売買契約の締結日訂正に係るAの主張は許されるか。

（2）Aは、Bに対し、代金〇〇〇万円の支払請求訴訟を提起した（Aの訴状は、第1回口頭弁論期日陳述）。

Bは、答弁書（第1回口頭弁論期日陳述）において、本件売買契約は、BとAとの間で直接締結されたものではなく、Bの代理人CとAとの間で締結されたものである旨主張して、Aの主張（請求原因）を否認した。

Aは、準備書面（第2回口頭弁論期日陳述）において、Bの代理人Cとの間での売買契約の締結の主張を争い、これを請求原因として援用しなかった。

この場合、裁判所は、Bの代理人CとAとの間の売買契約の締結の主張を取り上げて、代金支払請求の当否を判断すべきか。